

○ 愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する
条例施行規則

平成28年12月9日

規則第24号

改正 平成30年3月9日規則第6号

平成30年12月14日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する条例(平成28年愛南町条例第32号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(協議及び届出)

第3条 条例第8条第1項の協議は、発電事業に着工する90日前までに次に掲げる書類を提出して行うものとする。

(1) 再生可能エネルギー発電事業計画書(様式第1号。以下「事業計画書」という。)

(2) 位置図

(3) 土地利用計画図(縮尺1/1,000以上)

(4) 工作物設計図(平面図、立面図又は断面図)

(5) 地籍図(地番、地目、所有者等を記入すること。)

(6) 発電事業に着手する前の現況写真

2 条例第8条第2項の規定による届出は、発電事業に着工する60日前までに行うものとする。ただし、事業内容の変更の届出は、変更の30日前までに行うものとする。

3 前項の届出は、再生可能エネルギー発電事業(新設・変更)届出兼審査依頼書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 事業計画書

(2) 法人の登記簿謄本(事業者が法人の場合)

(3) 位置図

(4) 土地利用計画図(縮尺1/1,000以上)

(5) 土地造成計画平面図(縮尺1/1,000以上)

(6) 土地造成計画縦断図(縮尺 縦1/100以上 横1/1,000以上)

- (7) 土地造成計画横断図(縮尺 1 / 100 ~ 1 / 200)
- (8) 流量計算書
- (9) 排水施設構造図
- (10) 工作物設計図(平面図、立面図又は断面図)
- (11) 地籍図(地番、地目、所有者等を記入すること。)
- (12) 再生可能エネルギー発電事業説明会等報告書(様式第 3 号)
- (13) 同意書(様式第 4 号)
- (14) 承諾書(様式第 5 号)
- (15) 地域活性化、エネルギーの供給源の多様化策(様式第 6 号)
- (16) 文化財の所在の有無及びその取扱いについて(様式第 7 号及び様式第 8 号)の写し
- (17) 公共施設との土地境界確認書の写し
- (18) 発電事業に着手する前の現況写真
- (19) その他町長が必要と認める書類

4 前項の届出兼審査依頼書及び添付書類は、正本及び副本を提出するものとする。

5 前 2 項の規定は、届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。この場合において、当初に届け出た書類の内容に変更がないものは、添付を省略することができる。

6 前項の規定にかかわらず、事業者に変更があるときは、事業者の名称が記載された書類は全て変更があったものとみなす。

(審査)

第 4 条 条例第 11 条第 1 項の規定による通知は、再生可能エネルギー発電事業審査結果通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

2 町長は、条例第 11 条第 2 項の規定により意見を付した場合であつて必要があると認めるときは、事業者に対し、再生可能エネルギー発電事業審査結果回答書(様式第 10 号)により意見に対する回答を提出させることができる。

(工事の着手等の届出)

第 5 条 条例第 12 条の規定による届出は、再生可能エネルギー発電事業工事届出書(着手・完了・中止・再開)(様式第 11 号)により行うものとする。

(指導、助言又は勧告)

第 6 条 条例第 14 条第 1 項の指導、助言又は勧告は、再生可能エネルギー発電事業指導等通知書(様式第 12 号)により行うものとする。

2 事業者は、前項の通知書を受けたときは、再生可能エネルギー発電事業指導等回答書(様式第13号)により回答するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月9日規則第6号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月14日規則第17号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。